

## 衆第四十五回国会

内

閣

委

員

会

議

錄

第

二

号

(三八)

昭和三十八年十二月十四日(土曜日)  
午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 納島 正興君

理事伊能繁次郎君

理事内藤 隆君

理事八田 貞義君

理事山内 誠治君

理事田口

浦野 幸男君

高瀬 傳君

塚田 徹君

藤尾 正行君

前田 正男君

赤路 友藏君

久保田鶴松君

永井勝次郎君

山下 榮二君

出席國務大臣

國務大臣

人事院總裁

人事院事務官

(給与局長)

総理府事務官

(内閣總理大臣)

出席政府委員

人事院事務官

(給与課長)

同上

(川野芳雄君紹介)

(小泉純也君紹介)

(坂田道太君紹介)

(黒金泰美君紹介)

(齊藤邦吉君紹介)

(田口長治郎君紹介)

委員外の出席者  
(總理府事務官)

(統計局長)

(防衛廳事務官)

(防衛施設廳旁務部長)

藤本 幹君

専門員 加藤 重喜君

政嗣君

廣君

吉正君

坂村

等君

高橋

信三君

保科善四郎君

湊 徹郎君

赤松 勇君

阪上安太郎君

受田 新吉君

新吉君

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

十二月十四日

委員中垣國男君、渡辺栄一君、中村

高一君、西村閑一君及び山下榮二君

辞任につき、その補欠として浦野幸

男君、坂村吉正君、阪上安太郎君、

赤松勇君及び竹谷源太郎君が議長の

指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松

勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎

君辞任につき、その補欠として中垣

國男君、渡辺栄一君、西村閑一君、

中村高一君及び山下榮二君が議長の

指名で委員に選任された。

十二月十四日

委員中垣國男君、渡辺栄一君、中村

高一君、西村閑一君及び山下榮二君

辞任につき、その補欠として浦野幸

男君、坂村吉正君、阪上安太郎君、

赤松勇君及び竹谷源太郎君が議長の

指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松

勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎

君辞任につき、その補欠として中垣

國男君、渡辺栄一君、西村閑一君、

中村高一君及び山下榮二君が議長の

指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松

勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎

君辞任につき、その補欠として中垣

國男君、渡辺栄一君、西村閑一君、

中村高一君及び山下榮二君が議長の

指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松

勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎

君辞任につき、その補欠として中垣

國男君、渡辺栄一君、西村閑一君、

中村高一君及び山下榮二君が議長の

指名で委員に選任された。

委員浦野幸男君、坂村吉正君、赤松

勇君、阪上安太郎君及び竹谷源太郎

同(西岡武夫君紹介) (第四六号)

同(白濱仁吉君紹介) (第四七号)

同(八木徹雄君紹介) (第四八号)

国家公務員の給与改定等に関する請

願外七十九件(久保田豊君紹介) (第

三号)

同外一件(勝間田清一君紹介) (第二

八号)

同外二件(勝澤芳雄君紹介) (第二九

号)

旧軍人等の恩給に関する請願外一件

(相川勝六君紹介) (第一五号)

同(今松治郎君紹介) (第一六号)

同(小泉純也君紹介) (第一七号)

公務員の給与引き上げ等に関する請

願(高田富之君紹介) (第三〇号)

同(中村重光君紹介) (第五七号)

元南満州鉄道株式会社職員であつた

公務員等の恩給等通算に関する請

(砂原裕君紹介) (第四九号)

同外十四件(田中龍夫君紹介) (第五

〇号)

北海道開発局の職員定数増員に関する

請願(山内広君紹介) (第五八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一号)

防衛廳職員給与法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二号)

特別職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

五号)

○納島委員長 これより會議を開きます

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案、防衛廳職員給

の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案、右の三案を議題とし、

質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、これ

を許します。山内委員。

○山内委員 この特別国会は短期間で

あります。もう日にもが幾らもなく

なりました。大事な補正予算が出てお

りますけれども、十分な審議のできな

いことを非常に残念に思うわけであります。特にいま議題となりました公務

員の給料の問題ですが、きのうも強く

指摘されましたとおりに、人事院勧告

がなされまして、われわれも完全実施

を願つておりましたが、実施期の問題

で完全実施を見ないことを非常に残念

に思うわけあります。人事院の勧告

は、何も政府にだけ出されたのではな

くて、国会に対してもなされたのであ

りますから、これが完全実施を見ない

といふことは、私ども国会議員の責任

であり、国会の責任なんです。そいつ

う意味で非常に残念に思うわけです。

特にこの実施時期の問題は、昨年度や

というふうなケースの出ましたとき

ますお伺いしたい。

○大橋國務大臣 具体的ということに

なりますすると、人事院の勧告それ自体

が具体的なものでござりますから、

文字どおりこれをそのまま実行する

ということが、当然目標に相なるもの

る、そのとおりやるように努力します

という同じ答弁をしておるのであります。少

しも具体性も持たないし、今回のきの

うの答弁を見ましても、特別公務員並

びに地方公務員を合わせると一千億に

のぼる大きな予算措置をしなければな

らぬこと、もう一つは、四月に年度

が更新され、五月というと予算の体

系をくずす、そういう二つの理由をあ

げて、実施できない理由を言つておる

わけです。この次は、このとおり物価

が上がりつておりますから、より以上の

高い勧告がなされるものと思いますけ

れども、同じように四月調査、五月実

施ということになると、同じ回答で逃

げ切られる、この点を私非常に残念に

思ふし、不安に思うわけです。大橋大

臣は、この問題を来年度は完全実施す

るよう努力するという意味の答弁をもつ

ておられた。この点を私非常に残念に

思ふし、不安に思うわけです。大橋大

臣は、この問題をこういうふうに

して、いまお話をありました答弁材料

をくずすような案を考えているんだ

こういうことで、私ども、なるほど

少し、こういうことをこういうふうに

して、いまお話をありました答弁材料

をくずすような案を考えているんだ

何か与えていただきたいと思う。どう

そういう意味で大橋大臣が誠意をもつ

てやるならばあるいは実行可能ではな

いかといふ、一つの安心できるめどを

こういうことで、私ども、なるほど

少しこういうふうに答弁をもらつて

いるが、どうぞお伺いしたい。

○大橋國務大臣 具体的ということに

なりますと、人事院の勧告それ自体

が具体的なものでござりますから、

文字どおりこれをそのまま実行する

ということが、当然目標に相なるもの

の

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る



が、その場合にあると、いふ見解を私は持つてゐるわけなんです。今回の国会では、残念ながらきょうおそらく予算は上がるでしよう。ですから、こちらの法案をどういじらとも、予算をいじる余地がないから、私ども残念ながらある程度引き下がらざるを得なくなつたのであるのですが、第二次補正予算を組む機会があれば、そのときは補正をすることができるのですから、そのことにについてお見通しを聞いて いるわけです。

いたしましても、今年の人事院勧告のベースアップ問題についての処理といたしましては、政府はただいまの提案をもって、今年度内の問題はこれで一応終わったという考え方で進んでおるわけでございます。

○山内委員　はなはだ残念な回答をいたいたと私思うのです。きのうも非常に低姿勢で、完全実施するのは責任があるからやるというお答えですけれども、そういう機会があつてもそれをとらえようとしてない給与担当の大臣の責任については、私非常に残念に思つてます。しかも、おそらく、この第一次補正、第二次補正を見ましても、どこに財源を求めるかというと、これは租税の自然増収と印紙収入に求めることがあります。そこで、とにかく、政府が財源がないから完全実施できないという口実にはこれはならないのだ。私は断言します。第二次補正予算は必ず出してくる。その財源は、租税の伸びと印紙税の収入の伸び、これを当て込んでちゃんと出してきます。財源は隠されておる。あとでもう一べんこの隠し財源の問題を申し上げますけれども、これは要するに政府の誠意の問題です。こういう自然増収というものは見積もれるということがはっきりしたら、大臣、もう一べんひとつあなたは自分の責任を——政府の閣僚であると同時に、私ども国会も完全実施をする責任があるのですから、そういう意味で、もう一べんこれについての回答をいただきたい。

定をいたしましたて、かような決定になつたということは、まことに私も微力で申しわけないと思っておりますが、また遺憾千万であつたとは思つておりますけれども、一応政府といたしましては、この問題については最終的な処理を決定したという考え方でございますので、今年度内にあらためてこの問題を政府部内で蒸し返すということは、ちょっと不適当でないという見通しでございます。

けれども、せめて勧告された八月からさかのぼって、八、九、この二ヶ月分くらいの処理は、第二次補正の際に当然、もう税の自然増収というものは見込まれたのですから、財源をそこに求め、必ずこれくらいのことはやるよう努力しますくらいの誠意のあるところは、私は示していただきたい。そうでなかつたら、何のために窓口をあなたに置いて、給与専門の担当をやらしておるのである。大蔵省に負けて、そうして自分の責任を果たさないといふ手はないのです。その点についても、あなたの個的なないうか、担当大臣としての誠意のある考え方をひとつ出してもらいたい。

まりほめられない。財源だつて、今までの補正是二百六十一億六千九百万円で、これは六ヵ月ですから、こちらは五ヵ月ですから、これに下回るものと予算措置をすればいいのであって、おそらく第二次補正予算というのは、まあ私はしようとしてそういう計数には明るくないけれども、前の例から見ても、おそらく数百億の補正予算が出てくるわけですね。ですから、ひとつ大臣もこの点は頭に置かれて、もう少し誠意のある解決をこの際そういうチャンスにやつていただきたいと思います。これは私は希望を申し上げておきます。

その問題はそれくらいにいたしまして、今度とられた予算措置の問題ですが、今度の補正予算の関係で、所要額は御承知のとおり二百八十一億二千五百万になつておりますが、このうちに不用額となつた十九億五千六百万円を財源に一応充てておるわけです。これはこの前のときも、私、はなはだ不愉快な補正である、この分は定員を欠員のままに仕事をさしたり、予算定員でとつたこの予算が欠員不補充のままに出た不用額がおもなものだと思うのですが、こういう人件費で、しかもそれだけ公務員の方々が定員が少ないままで働いたのだから、会社ならボーナスもう少し上回るものにしたらいしいし、またそういう性格のものだということを、この前申し上げたはずなんです。今回もまたこれを不用額として落としておるわけです。こういうところにきめこまかい配慮をすれば、給与担当の

○平井(廸)政府委員　ただいま御質問  
されることはござりません。今後は十分の注意をいたす所存であります。  
大臣としても、全額五ヵ月分の完全実施はできなくとも、せめて一ヵ月——  
これは半分以上の財源で、あとほんの十億か何ぼ見ればいいのですから、ないということは言えないと思うのです。かりに一ヶ月を繰り上げて九月実施にする場合、非常にいい財源じゃありませんか。これはどういうお考えでこういうことをやるのか、もう一ぺん  
おきたい。

のありました点は、給与財源の所要額に対し、約十九億の不用額を差し引いて予算に計上しているという点についてどう考えるかという御質問であったと思いますが、現在の給与法定主義のたてまえからいたしますと、給与予算額は、それぞれ法律上の義務に基ついで各公務員に対して支払われるものに對して、一応予算定員で計上いたしておりますことは、御承知のとおりであります。ただ、実際の問題といたしまして、各省庁においてはある程度摩擦的な欠員といふものは当然起つてまいりますのが、過去の例を見て明らかでございまして、また、たとえば教員等についても必ずしも充足されないというような面もございますので、起らざるを得ないわけでござります。ただ、このような場合におきましては、そういった当然財源的に見ますと、先生御指摘のように、不用額にならざるを得ないわけでござります。私ども予算をあずかるものといたしましては、そういった不用額がございまして、一方で法律上の義務的な所要額が生じました場合においては、当然それを差し引きして予算に計上するのは、予算のたてまえと

○平井(延)政府委員 今回の所要額から実際の予算計上額をはじき出しますが、過程におきましては、各省に対して昭和三十八年度の予算をおきまして、も、一応定員によつて計上されましたが、予算で、各省がこれを新たに人員の増加なりあるいは欠員の補充なりをして、やつてまいります過程におきまして、昭和三十八年度の予算をおきまして、も、たとえば大体閣議で決定のございました時期をとりまして、各省厅としても大体の見通しがつくわけでござります。その場合におきましては、あるいは先生のおっしゃるうように月割りとなるいうような形もあるかもしれません、が、大ざっぱな感じから申しますならば、大体欠員の見通しがこれくらいになります。このようないふらが大勢であろうかと思ひます。このような欠員の見通しを各省厅からとりまして、各省厅としてそれぞれ積算された不用額を私どもとして計算いたしましたわけでございます。

○山内委員 これは大橋大臣にちょっと御注意申し上げておきますけれども

ういうことは私はおかしいと思う。出するものについては抑制しておる。入ってくると見積もれるものは、初めからもうわかつていながら、予算を組んで不用額にして毎年落として、そこに財源を求めておる。そしていかにもこの公務員のベースアップの要求が、金がない、金がないという印象を与えて、不用額までへずつたような印象を与えられるけれども、もうこういうものは初めからわかつて、不用額で計上できる額なんです。これについての御返事をいたただきたい。

**○山内委員** これは大臣がその気にならないと、いまの法理論だけではきれいな問題ですから、あとでまた大臣に、こういうことも委員会で指摘があったということをひとつ御研究いただきたい。

いまの大蔵省の答弁の中で、防衛庁だけは別に予算を計上せざるを得なくなつた、こういうような意味ですか。それはどういうことですか。

**○平井(迪)政府委員** ちょっと私の答弁を誤解されたようでございますが、防衛廳等につきましては、御承知のとおりに、たとえば陸上自衛隊の充足率というものは必ずしも高いものではございません。したがつて、先ほど申し上げたのは、かなり高摩擦的な欠員というよりは、かなり高いわけでございます。したがつて、当初予算におきましては、必ずしも定員ではなくて、ある程度の実際の充足率を勘査した金額を計上しておる、こういう言い方をいたしたわけでござります。

**○山内委員** そうすると、こういうことですか。防衛厅に対しては欠員が、これから大幅に何万人というなかなかかねが用不可能な線があるので、それだけです。

七億でしょう。そうすると、防衛庁では不用額でなく別に計上せざるを得ないということ、私の聞くところじじやないです。

○平井(廸)政府委員 結果的に見ましても、そういう問題もございました。だ、私どもが最初答弁申し上げました点は、たてまえとして定員定額主義よらなかつたケースがあるという意で申し上げたわけでございます。

○山内委員 定員定額によらないの防衛庁だけですか。

○平井(廸)政府委員 現在までのところでは、目立つてそういう事態がこつておりましたのは防衛庁でございますので、防衛庁だけでございました。ただ、今後の問題といたしましは、そういう事態がかなり広範に起りますならば、そういうことも考えいかなければならぬであろうといううに考えております。

○山内委員 ではその不用額についての問題はそれくらいにしまして、あつ人事院が私どもに示されました資料の中の生計費の問題で、少しお尋ねしたい。

これはこの前も同じケースで出たた

の でのとて あてこてしい起こ は 味にたたし 同るだ

うふうに考える次第でござります。  
○山内委員 これは政治的判断と政治的配慮によつてなされるとことで、大蔵省のお役人の立場とすれば、私はそなへより回答が出ないとと思うのです。ですから、これは大臣のほうに、こういうものは性格から見て財源としてあるのだ、しかも、これは初め組んだ額の何ども落とすといふ、このペーセントはどうぞぐらいに見ておるのですか。あるいは月々の累算によつて十九億というの

も、毎年この不用額というのは、一〇%ぐらいになりますか、見ているわけですが。そうすると、当初年度予算の髣頭にて組んでおいて、そしてこれはもう初めから隠し財源として見積もれるものなんです。だから、新たに給与を改定して増額になつて、予算をふくらすときには、予算の体系をくずすから困難だと、いう御答弁があるけれども、こういう財源を求めてよそに使うときには、全期間にわたつてちゃんと初めから予想の立つのを組んでおるのでですよ。

いたしましても、実員実額主義で組まして、あとで充足率によつてこれ変えてまいるということは、非常に術的にもやっかいな問題が生ずるわざでございますので、現在のところやを得ないかうとして組んでおる。ただ、あるべき姿としては、次第に官員実額主義の方向に進むべきであります。また防衛庁等につきましては、現にしておりませんが、程度充実率等も勘案された金額で人件費を計算上にあたりまして、ある程度充実率等も勘案された金額で人件費を計算しておるわけでございます。

みを算を落としておる。ところが、今まで足されたために、それだけをプラスして出した、こういう御回答ですか。  
○平井(廸)政府委員 そういう意味ではございませんんで、先ほど一般の定員定額主義で組みます場合に、それを例外としてそういう充足率を持つた計算の計上のいたしかたをしておると、そこでござります。

○山内委員 そうしますと、防衛庁職員は約六十億の予算ですね。しかし、今度の補正でもって所要額は五

十かの い予の にで ばし 墓充

ですが、東京都の人事委員会が東京都の人事並びに都議会に出した独身男子の標準生計費と、それから人事院がお出しになったもの、これも同じ東京都の調査であります。しかし、片方は四月で、東京都のほうは五月と、たしかそいうことで一ヶ月のずれがあることは私も承知しておりますけれども、わずか十八歳の独身男子、今度一万二千五百円ですが、その中で千三百円の差を生じておる。一割以上である。これはどうしても算出の方法に合点がいかないのですが、なぜこういう差ができるのか、その点の理由をお聞きしたい。

○佐藤(達)政府委員 まず、私からお答えさせていただきますが、これは御指摘のように從来から東京都もやっておりますし、人事院もやっておりますが、ふしぎなことに一致したためがないという意味で、たびたびいま御指摘のようことが出ておるわけでございます。私どもは、御承知のように、総理府の統計局の家計調査、それから厚生省の栄養調査といふものを基礎にいたしまして、從来一貫した一定の方式で適正な額を算定しておるわけでありまして、これに万々間違いがあるとか遺漏があるとは思つております。しかししながら、違はあるということは事実でありますから、できるだけの調べはしております。また、われわれの算定が間違つておるために公務員諸君にたいへんな御迷惑をかけ、不利益を与えたということになりますと、これはたいへんな責任でござりますから、そういう意味も含めまして検討しまいくつおりませんけれども、たゞ御指摘の人事院は四月、向こうは五

月というようなことが、一つの明瞭な出発点の違いでございますが、その他の標準生計費と、それから人事院がお出しになったもの、これも同じ東京都の調査であります。しかし、片方は四月で、東京都のほうは五月と、たしかそいうことで一ヶ月のずれがあることは私も承知しておりますけれども、わずか十八歳の独身男子、今度一万二千五百円ですが、その中で千三百円の差を生じておる。一割以上である。これはどうしても算出の方法に合点がいかないのですが、なぜこういう差ができるのか、その点の理由をお聞きしたい。

○山内委員 これほどちらもマークツト・バスケット法によつて、非常に詳細な消費物価の体系をとつておりますから、人事院でおとりになつたのと、都の人事委員会との、どういう点で差が出了かといふことは、おそらく御調査になつて、おわかりになつておるごとだと思う。ただ、私ここにふしぎに思ふことは、雑費の場合、前回もそうでしたら、これは二度目ですが、雑費に非常な差があるということ、雑費の定義といいますか、内容といいますか、そういう点にあると思うのですが、雑費の内容をもう一度明らかにしてもらいたい。

○瀧本政府委員 ただいま東京都と人事院の標準生計費が違うではないかといふ御指摘でござります。ただいま総括的に總裁からお答え申したとおりでございますが、御承知のように、標準生計費の算定は、人事院におきましては、食料費はマーケット・バスケットという方法でやつております。それから、住居、光熱費、被服費、雜費等につきましては、総理府統計局の生計費調査をもとにいたしまして、

月というようなことが、一つの明瞭な出発点の違いでございますが、その他の標準生計費と、それから人事院がお出しになったもの、これも同じ東京都の調査であります。しかし、片方は四月で、東京都のほうは五月と、たしかそいうことで一ヶ月のずれがあることは私も承知しておりますけれども、わずか十八歳の独身男子、今度一万二千五百円ですが、その中で千三百円の差を生じておる。一割以上である。これはどうしても算出の方法に合点がいかないのですが、なぜこういう差ができるのか、その点の理由をお聞きしたい。

○佐藤(達)政府委員 まず、私からお答えさせていただきますが、これは御指摘のように從来から東京都もやっておりますし、人事院もやっておりますが、ふしぎなことに一致したためがない

意味で、これを他山の石として常に人院の調査が誤りであるというような関係ありますから、あるいはそういう関係からきた格差ではないかというふうに感じております。要するに、そういうふうに感じておりますけれども、今は京都でまた別の給与体系を持つておりますから、あるいはそういう関係反省は加えておりますけれども、今までの検討の結果においては、わが

方の調査が誤りであるというような結果論は得ておりません。

○山内委員 これほどちらもマークツト・バスケット法によつて、非常に詳細な消費物価の体系をとつておりますから、人事院でおとりになつたのと、都の人事委員会との、どういう点で差が出了かといふことは、おそらく御調査になつて、おわかりになつておるごとだと思う。ただ、私ここにふしぎに思ふことは、雑費の場合、前回もそうでしたら、これは二度目ですが、雑費に非常な差があるということ、雑費の定義といいますか、内容といいますか、そういう点にあると思うのですが、雑費の内容をもう一度明らかにしてもらいたい。

○瀧本政府委員 ただいま東京都と人事院の標準生計費が違うではないかといふ御指摘でござります。ただいま総括的に總裁からお答え申したとおりでございますが、御承知のように、標準生計費の算定は、人事院におきましては、食料費はマーケット・バスケットという方法でやつております。それから、住居、光熱費、被服費、雜費等につきましては、総理府統計局の生計費調査をもとにいたしまして、

いわゆる換算乗数方式といふもので人事院はやつております。この換算乗数方式といふものにつきましては、かねて御議論があるところではございますが、人事院は人事院の考えによつてやつているというわけでございまして、それがいまして、その計算方式の結果、われわれのほうは雑費につきまして三千六百四十円、東京都は四千二百九十九円という数字になつております。しかしながら、これは算定方法につきまして、人事院が人事院のやり方をやつておられるというふうに考へておられます。要するに、この生計費がまちまちであるというところから、二つの問題を実は考へさせられておるのであります。

○瀧本政府委員 一つは、各都道府県の人事委員会が合つておられるということはございません。そこで、どうしてこういうふうに東京都と人事院と違うのかといつてお話をございますが、これを各都道府県の人事委員会がおつくりになる標準生計費について見まして、これは人事院と合つておられるということはございません。

○瀧本政府委員 一つは、東京の場合、かりにどうもいろいろ原因等につきまして申上げにくい面も多々あります。人事院は八月にこの計算をいたすのであります。各都道府県におきましてはおもむね十一月から十二月ごろに勧告なさいますので、人事院の標準生計費を見た上で御計算になるという事情もござります。それからまた、都道府県によりましては、国家公務員の給与との基準によられることが通常でありますけれども、特に不交付団体等におきましては、國家公務員よりも上回った給与水準のところがあるのでございます。

○瀧本政府委員 一つは、東京の場合、かりにどうもいろいろ原因等につきまして申上げにくい面も多々あります。人事院は八月にこの計算をいたすのであります。各都道府県におきましてはおもむね十一月から十二月ごろに勧告なさいますので、人事院の標準生計費を見た上で御計算になるという事情もござります。それからまた、都道府県によりましては、国家公務員の給与との基準によられることが通常でありますけれども、特に不交付団体等におきましては、國家公務員よりも上回った給与水準のところがあるのでございます。

○瀧本政府委員 一つは、東京の場合、かりにどうもいろいろ原因等につきまして申上げにくい面も多々あります。人事院は八月にこの計算をいたすのであります。各都道府県におきましてはおもむね十一月から十二月ごろに勧告なさいますので、人事院の標準生計費を見た上で御計算になるという事情もござります。それからまた、都道府県によりましては、国家公務員の給与との基準によられることが通常でありますけれども、特に不交付団体等におきましては、國家公務員よりも上回った給与水準のところがあるのでございます。

○瀧本政府委員 一つは、東京の場合、かりにどうもいろいろ原因等につきまして申上げにくい面も多々あります。人事院は八月にこの計算をいたすのであります。各都道府県におきましてはおもむね十一月から十二月ごろに勧告なさいますので、人事院の標準生計費を見た上で御計算になるという事情もござります。それからまた、都道府県によりましては、国家公務員の給与との基準によられることが通常でありますけれども、特に不交付団体等におきましては、國家公務員よりも上回った給与水準のところがあるのでございます。

○瀧本政府委員 人事院の標準生計費につきましては、これはまあいろいろ御批判もございます。したがいまして、大抵のところではなかろうか、これは想像でありますけれども、そういうことでいろいろ御計算になつておられる結果いろいろござりますが、これを各都道府県の人事委員会がおつくりになる標準生計費について見まして、これは人事院と合つておられるということはございません。そこで、どうしてこういうふうに東京都と人事院と違うのかといつてお話をございますが、これを各都道府県の人事委員会がおつくりになる標準生計費について見まして、これは人事院と合つておられるということはございません。

でございますけれども、現実の状況はそういうことでございます。しかし、いうことがたてまえでございます。われわれのほうといたしましては、八等級二号俸というものが、いわゆる高等学校を卒業いたしました初級職試験合格者の初任給であります、おおむねの府県は、大体国家公務員に準じてやつておられるのであります。その十八歳の標準生計費を東京で計算いたしまして——東京というのは、これは全国平均よりは若干高目に出る数字なんでありまして、そういう東京で計算いたしまして、これをささえの柱にしておる、こういう状況でございます。今後におきましても、研究はもちろんしてまいるつもりでございますけれども、おおむね大体の方針、大体のところいたしましては、現在人事院がやつておるところがよろしいのではないか、このように考えております。

○山内委員 その問題は、まあ議論をしますと時間がかかりますし、また日をあらためてよくひとつ検討の機会を持ちたいと思います。いまちょっとお話を出ました一万二千四百円というのは、八等級の二号俸である。ところが、これは行政職員俸給表の第一表には、その前に一万二千四百円に満たない一号俸の人があるわけですね。それから行(1)のほうの表を見ますと、人といふものは、この標準生計費に満たすと、五等級の一號から五等級の三号までござりますが、そういう人に対応いたしまするならば、これはいわゆる試申します。

○瀧本政府委員 行(1)の場合について申しますが、これはいわゆる試

でございますけれども、現実の状況はそういうことでございます。しかし、いうことがたてまえでございます。われわれのほうといたしましては、八等級二号俸というものが、いわゆる高等学校を卒業いたしました初級職試験合格者の初任給であります、おおむねの府県は、大体国家公務員に準じてやつておられるのであります。その十八歳の標準生計費を東京で計算いたしまして——東京というのは、これは全国平均よりは若干高目に出る数字なんでありまして、そういう東京で計算いたしまして、これをささえの柱にしておる、こういう状況でございます。今後におきましても、研究はもちろんしてまいるつもりでございますけれども、おおむね大体の方針、大体のところいたしましては、現在人事院がやつておるところがよろしいのではないか、このように考えております。

○山内委員 その問題は、まあ議論をしますと時間がかかりますし、また日をあらためてよくひとつ検討の機会を持ちたいと思います。いまちょっとお話を出ました一万二千四百円というのは、八等級の二号俸である。ところが、これは行政職員俸給表の第一表には、その前に一万二千四百円に満たない一号俸の人があるわけですね。それから行(1)のほうの表を見ますと、人といふものは、この標準生計費に満たすと、五等級の一號から五等級の三号までござりますが、そういう人に対応いたしまするならば、これはいわゆる試申しますが、これはいわゆる行政(1)の八等級二号俸

の金額とのバランスでその辺はきめてございます。しかし、八等級二号俸という金額は、いわゆる高等学校卒の人の初任給であります。それが別途高等学校卒の初任給を民間給与調査で調べましたものよりも、標準生計費で突っかい棒をいたしましたために、おむね千円程度この数字は高くなっています。その効果はやはり八等級初号にももちろん及んでおりますし、当然行(1)の俸給表も行(1)の俸給表と関連を持って作成してございますので、その効果は行(1)の俸給表の五等級にも及んでおる、こういうことを考えております。

○山内委員 こういう俸給表をつくった趣旨はわかるのですが、十八歳の男子の生計費で一万二千四百円というものが出来たね。それがかりに年が一つ若いから二つ若いからといって、これより安いのでは、食つてもいけないし、やってもいけないでしょう。だから、このういうことでランクを四つも五つも行(1)の場合につくるということは私はおかしいと思うのです。ただ試験を受ける資格のない人だから、その人が資格を持つまで一万二千四百円に置いて、三年なら三年つとめたそのときに、これ以上の昇給の資格を与えるというなら私はわかる。資格がないからといって無理して、これだけ生きるために必要だというものの以下のものまでつくって、それがどうして暮らしていくべきであります。それに当てはめるといつたら、これはいけますか。やはりこういふものは、最初の一号俸といふものを一万二千四百円なら一万二千四百円に置いて、そうして資格ができたら昇給させていくといふのは、そういう立場から申しますと、申

すから、それだけ勉強してやると、あるいは小学校を出てその受験の資格がなかつたら、何年が据え置いて、それをかから上げていく、やはり最初の振り要素が入つてまいりまして、なかなかむずかしいことになると思ひます。

○山内委員 それあまり議論をしてありますと時間がなくなりますから、総理府の統計局の担当者がおられたらちょっとお聞きしておきたいのですが、いろいろ最近の消費物価の値上がりが問題になっているわけですが、人院に御研究を願いたいと思います。

○大橋國務大臣 十分に今後とも人事院の勧告の資料によりますと、これは四月の調査ですが、昨年に比べて一四・一%、千五百四十円の増高を要旨の中にうたつておるわけです。ところが、四月のこの時期をはずして、消費者物価の最近の値上がり、これを総理府統計局はどういうふうにおつかみになつておるのか、その点ひとつ発表していただきたい。

○小田原説明員 統計局で発表いたしております消費者物価指数は、一番新しくて、たとえば昭和十五年を一〇〇といたしました十一月の指数が一二二・七、こういう数字でござります。いま申しましたのは東京の指数でござります。それによりますと、たとえば昨年の十二月と比べてみると、六・九ほどの上昇率といふことがあります。いま申しましたのは東京の指数でござります。それで申しますと、たとえば昭和十五年を一〇〇といたしました十一月の指数が一二二・七、こういう数字でござります。いま申しましたのは東京の指数でござります。それによりますと、たとえば昨年の十二月と比べてみると、六・九ほどの上昇率といふことがあります。

○山内委員 私の求めているのは、人事院の勧告は四月でなされているわけです。ですから、その以前のことはこの資料の中にもあるからよろしいが、最近非常に消費物価が高騰していると

いうことは、新聞が報道し、われわれも始終聞かされている。四月以降この

十一月まで幾ら上がっているか、こう

いうことをお聞きしておるのであります。

○小田原説明員 ただいまお話をありますとございますが、四月の東

京都の総合指数は一二〇・五、十一月

がただいま申し上げましたように一二

・七となっております。この間にど

れくらいの上昇か、ちょっとといま計算

をさせていただきます。

○山内委員 おかしいじゃないですか。

一一二・五と一二二・七じゃ〇・

二上がつておるだけです。どういうわ

けです。ちょっとそれは数字が違いま

せんか。それじゃほとんど上がつてい

ないになりますよ。もっと上がつ

ているでしょ。

○小田原説明員 ただいまのは、四月

と十一月を比較いたします場合に、両

方の比を見るわけであります。そういう

計算を簡単にいたしますと、東京都

ではやはり四月から十一月まで一・八

の上昇になつております。

○山内委員 その一・八というのは、

一割八分ですか。

○小田原説明員 一・八%です。

○山内委員 私は、こういう数字を、

実はこれはある新聞から押えたのです

が、三十七年の四月を一〇〇として、こ

の人事院の勧告をなされた四月の場合

は七・九%上がっておる。ところが、

この十一月になると、九・八で、もう

昨年の四月から見ると一割の上昇をし

ておる。これが正しいか正しくない

合わなければまたそれを検討してお

尋ねしておる。この点、私の申し上げたことに誤りがありますか。大体その

辺で合致しておれば、それで話していきたいと思います。

○小田原説明員 ただいま申し上げま

したのは、四月の指数がこれこれで、

十一月の指数がこれこれで、この間の

伸びがこの程度になるということを申

し上げたのであります。

○山内委員 どうも私もたよりないけ

れども、総理府の統計局の返答がある

りたよりないので、あとはひとつ、時

間も過ぎておりますから、結論のほう

のお話を少し申し上げて——私ども、

この俸給に対する考え方、特に国家公

務員は国民の奉仕者としていろいろ義

務を負わせている関係が強いのですか

ら、待遇の問題には十分に気をつけな

がら、体面を維持し、また喜んで業務

に専念できるような体系をつくってや

る責任はお互いにあると思うのです。

池田総理は、非常に最近賃金が上

がつておる、そういうことで、低賃金

国ではもうなくなつたという考え方を

されています。

国会答弁でもされております。そうい

う点を非常に強調されておるわけで

す。ところが、今度私どもの立場にす

ると、そうではなく、非常に物価のほ

うが上がって、生活に困つておるとい

う点を非常に見方をしておる。この食い違い

が一体どこから出てきておるのか。こ

の点は、基本的な考え方ですから、非

常に大事だと思うのです。そこで私

が、私どもは確かに日本の経済は伸

びたことは否定しておらないわけで

ん伸びていったのであって、首相の言

われる国民の総所得と個人の所得との

考え方の差に問題が生じておると思

う。それで最近、こういう経済の成長

をはかるために、非常に過ぎた設

備投融資を行なつたという見解を私ど

もは持つております。経済の伸びと個

人生活とのアンバランスがいま非常に問

題になつておるわけです。

それで、大臣にまず一点先にお聞き

しておきたいことは、これは公務員の

給与ばかりではなく、一般の給与の動

向についてお尋ねしておるわけです

が、一体私どもの個人所得と国の経済

の伸びとのアンバランスの問題をどう

いうふうにお考えになつておるのか、

その点をちょっとお聞きしておきたい

が、一休私どもの個人所得と国の経済

の伸びとのアンバランスの問題をどう

いうふうにお考えになつておるのか、

その点をちょっとお聞きしておきたい

が、一休私どもの個人所得と国の経済

の伸びとのアンバランスの問題をどう

いうふうにお考えになつておるのか、

その点をちょっとお聞きしておきたい

が、一休私どもの個人所得と国の経済

の伸びとのアンバランスの問題をどう

いうふうにお考えになつておるのか、

その点をちょっとお聞きしておきたい

が、一休私どもの個人所得と国の経済

の伸びとのアンバランスの問題をどう

いうふうにお考えになつておるのか、

立ち入った議論をすることないと思

いますから、私ども、これから通常

国会を持たれ、この問題も取り上げら

れると思いますが、ぜひ申し上げてお

りたいと思うのは、ああいう敗戦で、

私ども戦前から比べますと実質賃金

は非常に落ちたわけです。私たちと

いま資料を持っておりませんけれど

も、昭和二十年の十二月あたりのビー

クのときは、戦前に比べて一〇%くら

いまで落ちたかと思うのです。それが

約二十年近くたつてだんだん回復して

いつて、戦前の五〇%くらいに回復し

ておる。そういうことで、まだまだ先

進国と比較して池田さんの言うような

個人消費があつたなんというのは全く

うそであります、もちろん、個人の消

費というものは最近減つておるので

す。そういう点を明らかにしながら、この

俸給の問題全般をひとつがめなが

いふうにお考えになつておるのか、

その点をちょっとお聞きしておきたい

が、一休私どもの個人所得のふえます

ためには、経済成長が前提にならなけ

ればならぬということは申しますでもな

いのであります。ただ、経済の成長に

いろいろ波がございまますし、また、そ

の経済の成長が個人の所得に影響する

までの事情にもいろいろそのときどき

の違いがありますから、ときとして、

いろいろ波がございまますし、また、そ

の経済成長と個人所得の均衡が必ずしも

経営者のほうだけに多くする。そうち

て、資本の蓄積ということで、片寄つた

国民所得が出てきておる。それを全部

総平均して、日本人の生活は非常によ

くなつたという、これらの数字につい

て、この次に明らかにしたいと思いま

すので、总裁のほうも十分準備をして

おいていただきたいと思います。

以上、希望を申し上げまして、時間

がありませんので、これで私の質問を

終わります。

○石橋委員 石橋君

最後に一点だけ、駐留軍

労務者の給与のベースアップ、これの

実施期日についてお尋ねをしておきたい

と思います。

担当大臣にはあとでお答え願うこと

にして、直接軍と交渉をしておられる

のであります。いまさら言うまでもなく、駐留軍の労務者の給与は、従来

から公務員の給与に準じた扱いを受け

ておつたわけですが、本年から

は完全に公務員の給与体系がそのまま

になります。そういうことで、大臣のほう

もあんまり總理の言ふことばかりを信

じないで、あなた自体の御研究、特に

人事院裁はやつてもらいたいと思

う。

いろいろ今度資料を私要求したいと

思います。たとえば分配率の問題なん

かを見ましても、生産された、それが

生活の伸びにマッチしていくますように

おきまして、個人生活に対する圧迫を

できるだけ政府として除去していく、

七年の四月から見ると一割の上昇をし

ておる。これが正しいか正しくない

うに思うわけです。この点、非常に不満に感するゆえに、いまも山内委員からいろいろお尋ねがあつたわけであります。が、駐留軍労務者となると、さらにつきましてめどがつきましたときには、すぐそれに続いて片づけるようにして、こちらのただいま御審議をいただいております公務員関係の給与改定につきましてめどがつきましたときには、一致いたしております。ただいま御希望のありました、せめて公務員並みにこの実施期日がずらされてしまう、まことに下都合だと思うわけであります。昨年も、担当大臣は対軍折衝の中ではひきこもる公務員並みの実施期日を確保したいという要求をしておりながら、これができませんでした。ことしもまたそういうことになると、たいへんな影響を及ぼしてしまるわけでござりますが、現在までの対軍折衝の経過と今後の腹づもりを、ひとつ長官からまず聞いておきたいと思うわけです。

に扱うということについて米軍に強く申しこそられをし、折衝を続けておる。その見通しにつきましては、いま申し上げるわけにはまいらない、こういうことでござります。御了承願います。

○石橋委員 公務員の諸君の場合には、十月一日から実施ということになると、自然的に、その間退職した人たるもの、これは適用を受けるわけです。しかし實際には、公務員の諸君が年度の途中で退職するというような場合は、わざかなんです。これに比べると、駐留軍労務者は非常に不安定な職場に勤めておって、しおつちゅうさみだれ的に整理が行なわれておる。

まず最初にお尋ねしておきたいので、すけれども、この十月から現在までにどの程度の整理が出ていたのかということです。

○小野政府委員 お答えします。正確な数字は持っておりますんで、恐縮でございますが、大体月百名前後と踏んでおります。十月、十一月、十二月で二百数十名、概数でございますが、そのように考えております。

○石橋委員 務務部長も見えておられるようですが、そんなものですか。

○藤本説明員 ただいま長官からお答えのごさいました整理数は、そのとおなりでございます。ただ、定期解雇による退職予定者があります。これは約三百名ございます。

○石橋委員 両方合わせて大体五百人くらいになるのではないかと思うのですが、その程度の人数の者に対しても、臣に決意のほどを私はお尋ねしておき

たいと思います。お話を聞いておる限りですが、駐留軍労務者のベーシックアップ適用の期日です。公務員は十日で一日ということにきまれば、十月一日にさかのぼって、かりに退職をしておる人たちでも、その恩典にあずかるわけですが、駐留軍の労務者はこの恩典にあずからぬということに、昨年の場合はちょっとおるわけです。ことしの場合もまたそういうようなことになると、非常に問題は大きいわけです。人數をしましても、いま合わせてもせいぜい五百人といふことになりますから、こそこはひとつ異常な決意を持って、何とか公務員並みの実施期日を確保するよう、一段と施設庁長官を督励していく。ただくのはもちろんございますが、どうしても米軍が聞かないような場合には、大臣みずからこの衝に当たつて、公務員並みの待遇をかちとつたらうように、ひとつ決意を新たにしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

うな現象を取り上げてお尋ねして、これに対する具体的な算定基礎を御要求申し上げた。いまここに資料が出ておりますが、もう少し早く拝見すると、大体見当がついたのでござりますが、この特別職と一般職と防衛廳職員、その中で、事務次官を十六万円とする案が出ております。そしてこれは次官に対する限られた号俸が規定されておるのであります。さらに、國務大臣三十万円、總理大臣四十万円というものが、特別職の法案に出ております。これは給与の低い、一万五百円の行政職(2)の最下位の給与、及び行政職(1)の最下位の給与などに比較すると、著しく上部が上昇している。國民感情の上からも勤務意欲を若い人に持たせる上からも、問題がある。もつと下を優遇して上を押える手はなかつたか、こういうお尋ねをしたわけです。このたび思いつつ、切って特別職の上を下げ、一般職の次官と、大學の特定の総長を十七万円と十八万円、こういう御措置をおとりになつてはいるし、これに伴つて最高裁の長官及び最高裁の判事を——これは法務委員会にかかるつていて、比較検討するのに便利が悪いけれども、ここで括審査をするほうが妥当でありますが、そういうふうに、特定のごく一部の管理職の皆さんを優遇して、初任給もこのたび措置されているが、それはほんのズメの涙であるということを考えたときに、國全体の給与体系をもつと適切妥当にする基本的な御研究が頼えなかつたものか。總理大臣が十四万円も引き上げられてくる。これは明らかに五割増し以上の引き上げであります。これによつて波及する他の高級公務員、及び一般民間の大企業の重役

等へのはね返りというようなことを、当然予想されることであつて、上厚下薄の思想が至るところに波及するおそれがあります。民間給与が先か、公務員給与が先かという議論にもなつてくるわけです。人事院としては、これがだけ特別の管理職の皆さんに高い給与が支給されるような法案が出されたことは、一応の懸念があるうと私は思ひます。人事院の勧告されたものに、政府が独自の見解として、次官十六万七千とか、あるいは大学の総長十八万、十七万とかをつけ加えておられるのです。人事院勧告生にないものをこれに結びつけておられる。こういう点につきまして政府として、上厚下薄の思想を啓培するのではありませんが、政治的配慮で、人事院のあるような改定をされたとわれが判断することに対する御説明を、もう一度この資料に基づいて伺いたいのであります。

をぐずぐずしておるかというような御批判があつたわけあります。そういうことと今回のわれわれの勧告とは、実は直接の関係はないであります。私どもの考え方の出発は、むしろ、この事務次官というような官職を考えまして、これが國務大臣を補佐する行政部門としては最高の官職であるというような点から見まして、その職務と責任を評価してみますというと、今日の従来の給与は少しどうも低過ぎるのじゃないか。また、民間の上級管理者の給与の実情等を考えましても、これは低いというわけで、一等給の中の八号俸、九号俸ととまっておりますところを延ばしまして、別の官職指定の形で特号俸というものを設けて、十六万円という数を出したわけです。今日十六万円という数を特号俸として出したことから、給与体系も変わつてしまいまして、扶養手当などは今度はそれに給与しないというようなことはございませんが、要するに、そういう観点から事務次官等の給与を特定したわけで、そこで今度は従来の東京、京都などの七大学の学長を見ますすると、これは実際の運用におきまして事務次官などよりも高く評価されておるというようなことから推していくまして、十八万、十七万という数字が出たわけです。昨年の数字とはちょっと違つておりますけれども、われわれはそっちのほうから推していく結果、これが合理的な数字であり、したがつて、昨年のまるであります。

**○受田委員** これは私理解ができない点があるわけです。事務次官の十六万、大学の十八万、そして今度は特別職の四十分、三十万、二十二万、これは外国の例なども微してということでありましたけれども、かつちり五割増の総理の給与、十六万の次官の給与、こういうものが一般低級の給与者に与える悪感情というものがどのようになりますかといふものかということも、当然考えていかねばならぬので、一拳に五割増しというような賃金というものは、国民感情の上においても問題があるわけであります。この資料では、四十分という数字が日本の国情に応じて出てこないんじゃありませんか。三公社、開銀経裁などの給与と比較されての議論は成り立たぬわけです。こういうものが間違つておる。そういう点から、少なくとも民間の給与の重役クラスに与える影響を考えたら、また新しい上厚下薄の思想が生まれてくる、それを防止することは非常にむずかしい現段階であります。一番低い給与をもらつていることを御理解をしておられたのかどうかということを、私非常に懸念をいたします。一番低い給与をもらつている一万円前後の皆さんの立場を考えたときに、もう少しこの問題は真剣に取り組んで、十分に討議をしなければならぬと思つておるのですけれども、いざ一応資料を出していただいたばかりでありますから、研究を続けさしていただきましょう。

いま資料が出ております。これを見ると上級者に対する住居安定度と、中下級者に対する安定度を見ますと、上級者が非常に率がいい、中下級者は率が悪いということになり、充足率もそこまでです。このことを考えると、給与の高い人は住居も安定しており、低い人は生活が困難な上に、住まいさえも安定していないという実情が起こつておるだけです。これははつきり数字で出てきました。驚くべき差があります。ところが、私いま提案したいことは、こないだ上級者には下級者よりも住居が安定しているような政策をおとりにならなければ、下級者に対する住宅手当制度がまだ創設されておらない。むしろ、いま生活の根拠は住まいなのでござりますが、人事院としては、住宅手当制度を創設して、この中下級者の住まいによる大きな不安を解消する熱意を持つておられるかどうか。それから政府は、たとえ人事院が住宅手当制度を勧告していくなくても、政治的見解から、政策的な措置から、住宅手当というものを創設して、法案をお出しになるという雅量を示してもらいたかったが、何らそれに触れておらぬ。住宅問題は、いま公務員の一番重大な生活問題であります。これに対する両当局の御見解を明らかにしていただきたいと思いまします。

実情も一応調べてはみましたが、それに対する結論を得ないままで今日に及んでおります。なほそ点については十分検討を進めてまいりたいと思いますが、一方においては、やはり直接宿舎の完備ということものは重要なことだと思います。この点につきまして、あわせてこの勧告の間に、関係当局の大臣、要するに政府に対して、その辺の施設の充実といふことも強く要望してあるのでござりますが、それらの点も勘案しつつ、何とかこれは適切な打開策を講じていきたと努力をしております。

○大橋国務大臣 住宅手当をつける

どうかという問題でございますが、一府といたしましては、国家公務員法現在のたてまえから考えまして、人院におきましてこれについての勧告が将来行なわれるような場合におきましては、十分考慮すべき事柄だと思つております。しかし、いざれにいたしましても、さしあたりの措置といたしましては、国家公務員の住宅の建設を進めいくということが大切なことだと思っております。

○受田委員 大臣、あなたの御見解で問題が一つある。人事院が勧告しないのものでなくして、いま私が指摘したのは、政策的に公務員の住宅政策を表裏に押し出す意味で、公営住宅が完備され

思います。

まず、私は、反対理由を申し上げる。前に、人事院の職務、性格、なほ勧告をされた場合に、国会、内閣がこれをいかに尊重すべきであるかという点について、最初に触れてみたいと思います。

人事院の公務員の給与に対する取り組み方というものは、国家公務員法の二十九条に示されておりますように、5%以上の格差の生じたような場合に、特に勧告をするという内容の精神になつておりますので、そういうようないくつかの考え方の上に立つて今まで勧告がなされております。ところが、私は、勧告の内容そのものにつきましては、大きな疑念を持ち、不満を抱いてお見ますと、今回の勧告を含めてきわめて作為的で、政治的な含みを持つた勧告がされているということをございます。しかも、その政治的な含みによつて勧告された勧告すらも政府は認めないという態度につきましては、非常に不満を抱いておるような次第でございます。したがつて、私どもは国会議員として、国会に勧告をされた以上、この問題に対しても真剣な取り組み方をして、結論を出してやらなければならぬと思うのでございます。現在出されておるところの大・七%という数字が、一つの理論づけによつて出来られておりますから、まず六・七%というものが妥当であるというように考えてみましても、五月実施といふものが十月実施に延ばされることにおいて、実質的には四%のベースアップよりもやらぬのだということに相なりして、もはやねのだとということに相な

務員法の二十八条にいうところの 5% という基準を立てておられますことは、少なくとも人事院の勧告したものが、国会の態度であってはならないと思ひます。それを十月実施にしておるこ<sup>ト</sup>によって、それを下回る 4% になつておるということは、国会としては認められるわけにはいきません。したがつて、私どもは、まずこの五月実施を十<sup>月</sup>実施に延ばしたということに対し、非常に不満の意を表し、この点について大きな反対の気持ちを持つておるわけでございます。昨日の質問にも申しましたように、万が一昭和三十九年度の予算でどうしても補正予算化をすることができないような場合には、昭和三十九年度の予算の中に組み込んで人事院の勧告を守つて五月から実施をし、遡及精算をしてやるべきである、こういうように申し上げたのでございまするが、全くそのとおりでござります。将来民間の企業は、物価の上昇率が横ばいになりましても、上昇になりましたら、現在の低賃金の実態からいきますすると、賃金引き上げはござります。そのときには 5% 以上の格差は必ずありますので、人事院の勧告もあるううと思うのでございます。そこで私は、特に国会の審議としてまじめに取り組んでいかなければならぬないと思ひますことは、物価の横ばいのときの賃上げの場合、それから非常に物価が上昇して生活に困つておるといふことの実態の中において出された人事院の勧告をお値切るという、こういう

きまして、私は、まず第一に反対の態度を表明いたしたいと思うわけでございます。  
それから人事院の出されたところのパーセンテージそのものも、きわめて作為的で、欺瞞的なものがございます。私はこれは妥当なものとは考えておりません。と申しますのは、少なくとも国家公務員の場合は、民間企業の五十人以上という中小企業を含めた事業場を対象に格差を比較対照されるということが、私は間違つておると思います。その証拠には、昨日も申しましてよう、公務員の賃金が非常に低いということと労働条件が悪いというところから、せっかく国家公務員の上級なり中級、初級試験に合格した者が、半数以下しか役所に入らない、民間に引き抜かれておるという、この実態を考えてみましたところの裏づけを証明でくると思うわけでございます。将来の日本の公務員が全国民のほんとうにまじめな奉仕者として、能率を十分に發揮し得るような環境をつくってやるために、今日はされておるようなあいいう勧告の基礎の出し方についても研究してもらわなければなりませんし、少なくとも勧告をされたものを完全に実施されることが当然のことであるうと思ふのでございます。  
したがいまして、私は、この政府案に対しましては、非常に不満の意を表しまして、日本社会党を代表しての反対のことばをいたしたいと思う次第でございます。

○受田委員 次に受田委員長  
　その第一点は、われわれは人事院といふ機関の存在を十分確認しておりますし、そこで、一応事務関係で縦密な調査がされ、民間給与との関係により十分の検討が加えられて、勧告がされております。その勧告された部分の実施期について五ヵ月もずれておるということは、これは人事院の勧告を尊重したとは言えないという重大な問題点であります。この解決が過去四回において全然されないまま、このたびもまたやむのうちにこれを通そうとされることは、非常に重大な欠陥があること、また政府与党の方も、国会へも勧告されておるのでありますから、政府が法案をお出しにならないとするならば、国会でこれを修正して人事院の勧告を尊重するという国会側の責任があつたのであります、与党の皆さんも御努力足らずして政府に追随しておられる。これまではなほだ国会側の責任として、与党の皆さんに十分考え方をしてもらわなければならぬ問題だと思います。

　同時に、今度実施される給与の体系に上厚下薄の思想が濃化したというこ<sup>ト</sup>です。特に特別職において従来の体系を大幅にくずす策事がとられておる。先ほど提出された資料を拝見しましても、理由がまことに薄弱です。諸外国との比較などとこれに書いてありますけれども、イギリスやフランス、西ドイツと比べたときに、今度引き上げられるのを見たならば、ほとんどこれらの国に変わらないほどの総理

の給与が実施されるわけです。一般公務員の給与比率を考えたときに、イギリス、フランス、西ドイツなどと比較したならば非常に大きな開きがあるのに、総理の給与だけはこれらの西欧の国々とほとんど違わない給与を出します。この点におきましても、公務員給与改善に思い切った上厚下薄の思想をあざかる方々は程度の悪い人がなんだかふえてくるという危険があるわけですね。この点におきましても、公務員給与改善に思い切った上厚下薄の思想を

是正するところの基本線が要ると思ひます。

こういう問題点を二つ取り上げまして、今回の給与法は三法ともわれわれの立場からする基本線を逸脱しているという点において、反対せざるを得ないということを申し上げて、討論を終ります。

○網島委員長 これにて討論は終了いたしました。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行ないます。

〔賛成者起立〕

○網島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決いたします。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○網島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。

これに賛成のお方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○網島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました三法案に

関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次会は公報をもってお知らせいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)に関する報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)に関する報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

ページ 段 行 誤 正  
三五 三 六 等の一部 の一部

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 昭和三十八年十二月十四日

昭和三十八年十二月二十日印刷

昭和三十八年十二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局